

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正

～国の直轄漁場整備事業の創設・特区の全国展開等～

中 村 隆

特
集

I. はじめに

我が国水産業は、国民への水産物の安定供給や環境・生態系の保全等を通じ、国民生活の安定、発展に寄与しているが、昨今の水産業を取り巻く現状は、水産資源の悪化、世界的な水産物需給の逼迫等、ますます厳しい状況となっている。

特に、沖合漁業の生産量は、我が国全体の生産量の約4割を占めているが、10年前と比較（H6及びH16）すると、沿岸漁業の生産量は約8割にとどまっている一方で、沖合漁業の生産量は約6割にまで減少している。

また、中国等の経済成長、BSEや鳥インフルエンザ等による食料の安全性に対する関心の高まり、欧米での健康志向等を背景に、世界的な水産物需要が増大しており、また、世界の将来人口は増大する中で、水産物供給量は頭打ちとなることが推測されており、世界的な水産物需給の逼迫が懸念されている。最近では、このような水産物需要量の増大を背景として、海外市場で他国との購入競争に敗れるいわゆる「買い負け」が発生している。

このような状況の中、国土の12倍、世界第6位の広さを有している我が国の排他的経済水域において、今後、これらの海域を最大限活用し、積極的な水産資源の回復・増大を図るなどの沖合海域の展開が求められている。

このような背景を踏まえ、今般、漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成19年5月30日法律第61号）により、適切な地方負担の下に国が漁場整備事業を

行うことができるよう措置することとしたものである。

また、これまで漁港特区については、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）に基づき、行政財産である漁港施設の民間事業者等への貸付けを行うことができるよう措置するものであった。一方、特区制度は、構造改革特別区域基本方針において、特段の問題が生じていないものについては全国展開する旨が規定されており、今般、当該基本方針の考え方を踏まえ、漁港特区の全国展開を図ることとした。

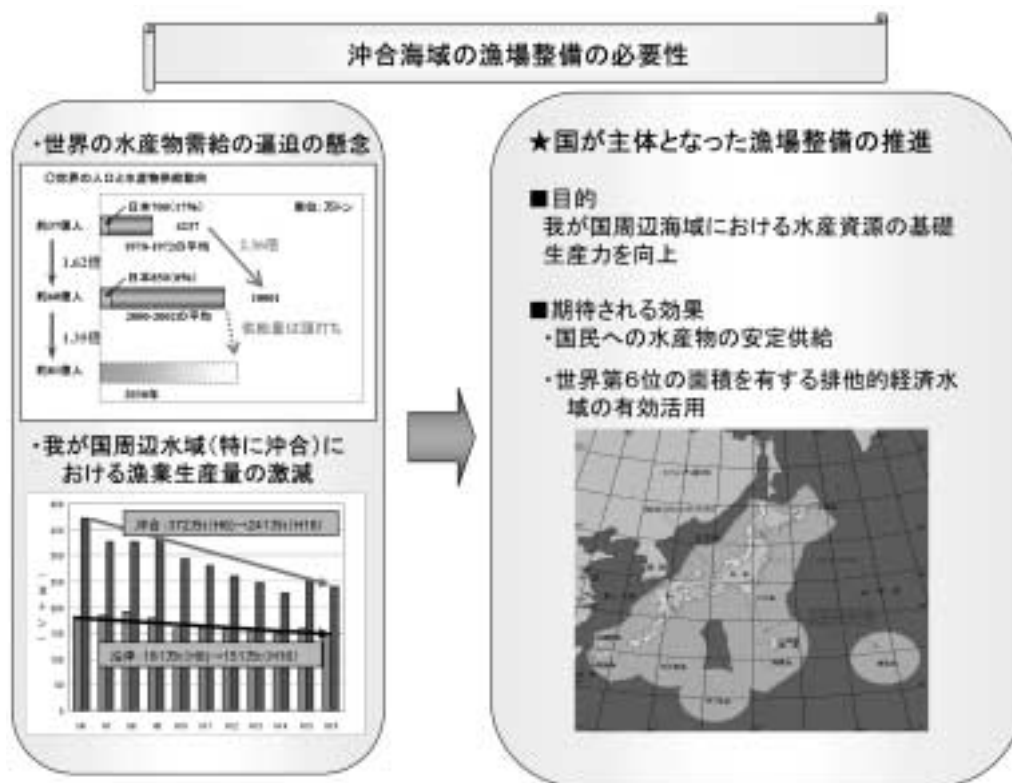
さらに、漁港整備について、これまで国は、第1種漁港から第4種漁港まで、制度上、実施可能となっていたが、地方分権に係る考え方等を踏まえ、今般の国の直轄漁場整備の創設にあわせて、国は第3種漁港及び第4種漁港の整備に限定して行うことを法律上明確化することとした。

以上のような法改正の内容について、以下に詳述することとする。

表-1 法改正前後の漁港漁場整備事業の事業実施主体

改正前			
	国	地方公共団体	水産業協同組合
漁港整備	○	○	○
漁場整備	×	○	○
改正後			
	国	地方公共団体	水産業協同組合
漁港整備	○ ^{注)}	○	○
漁場整備	○(EEZ)	○	○

注)：第3種漁港及び第4種漁港に限る



図一 沖合海域の漁場整備の必要性

II. 国の直轄漁場整備事業の創設

1. これまでの漁場整備

漁場整備については、当初、沿岸の地先水面において非公共事業により築磯等が行われていたが、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）が施行され、昭和51年から公共事業として地方公共団体等が事業主体として本格的に実施されるようになり、これまで沿岸漁業や海面養殖漁業を中心として、漁場環境の回復や漁業生産量の増産等に資する事業が行われてきた。その後、平成13年6月の漁港法改正により、それまで別々に整備されてきた漁港整備と漁場整備を一体的な水産物供給基盤システムである水産基盤整備として捉え、漁港法を漁港漁場整備法に名称を変更し、漁港漁場整備法の中で漁場整備が位置づけられ、実施されることとなった。

また、実際に行われる漁場整備事業について、漁場整備は漁場の管理と一体的に考えられ、都道府県が行う漁場整備は概ね知事許可漁業の操業の範囲で、また、市町村や漁協が行う漁場整備は概ね共同漁業権の範囲で実施されており、いずれも沿岸域を中心に事業が展開されてきた。

2. 国の直轄漁場整備事業の基本的な考え方

今般、国による排他的経済水域での漁場整備事業の創設に当たっては、水産業を取り巻く情勢、社会的ニーズ等に的確に対応し、これまで補助事業として行ってきた漁場整備や他の直轄公共事業にはなかった新たな視点を導入して、着実かつ円滑な事業の推進を図ることとしている。

(1) 国が施行する漁場整備事業の要件 (法第4条関係)

①排他的経済水域での実施

昨今の我が国の水産業をめぐっては、沖合漁業の漁獲量が急激に減少する中、世界的な水産物需給の逼迫等を背景に沖合海域の漁場整備の推進が喫緊の課題となっている。

これまで漁場整備は、地方公共団体及び水産業協同組合により、実態上、主として共同漁業権の範囲又は知事許可漁業が操業する範囲（概ね領海内）で漁場整備が行われてきた。しかし、沖合海域においては、主に大臣許可漁業による漁業者が輻輳していること、その整備による受益が漁獲物の陸揚量の増加等を通じて複数の都道府県にまたがること、財政力や取締り等漁場管理に係る実質的な制約があること等から、地方公共団体等による漁場

整備はほとんど行われていない海域となっていた。

このため、このような漁場整備が進んでいない沖合海域において、国が地方公共団体及び組合の事業を補完して漁場整備を推進することとし、排他的経済水域を対象に国の直轄漁場整備事業を創設することとした。

排他的経済水域については、これまで資源回復の措置として休漁・禁漁等のソフト的な取り組みが行われてきたが、今般の国による漁場整備により、さらに積極的な施策を講じることが可能となるものである。

なお、このような国が施行する海域を排他的経済水域に限定するといった考え方は、昨今の地方分権における「国の直轄事業は全国的見地から必要とされる広域的事業等に限定し、それ以外は地方公共団体にゆだねる」といった考え方にも合致したものである。

②資源管理（ソフト施策）との一体性

これまで、国が施行する他の多くの直轄公共事業の要件としては、例えば、大規模なもの、高度な技術を要するものといった施設（ハード）そのものに係る要件が法令等で規定されている。

一方、今般の国が行う漁場整備事業については、緊急的に水産資源の回復の措置を講ずる必要がある、その事業効果を確実かつ効果的に発揮させるため、整備の対象とする魚種がTAC法の対象魚種であること等、資源管理等のソフト施策との一体的取組を前提とした要件を法律に規定している。このような規定は、これまで他の多くの公共事業にはない特徴の一つである。

漁場整備によって水産資源の保護・増殖等を行ったとしても、それが乱獲されれば水産資源の持続的な利用は困難になるため、沖合海域での漁場整備事業を着実かつ効果的に推進していくためには、ハード整備だけでなく他の水産施策と一体的に取り組み、より適切な資源管理が可能な水産動植物を対象に選定することが必要である。このため、今般の漁場整備の対象魚種については、法的に国による資源管理措置が担保されており、保護・増養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある

ものに限定することとしたものである。

具体的には、

- (ア) 対象魚種について、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号、以下「TAC法」という。）に規定する「第1種特定海洋生物資源（以下「TAC魚種」という。）」又は「第2種特定海洋生物資源（以下「TAE魚種」という。）」に限定した上で、
- (イ) 保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であって、保護のための措置が講じられているもの

に限定することとしている。

なお、(イ)について、具体的には、国が資源回復計画を策定し現に実施しているもの等を想定しているものである。また、今般の国が施行する漁場整備については、基本的に、水産資源の持続的利用のために保護・増養殖に資するものを目的とするものであり、単に蝟集効果のみを目的とする事業を念頭においたものではない。

表-2 TAC魚種及びTAE魚種

	指定基準	指定魚種
第一種特定海洋生物資源 (TAC魚種)	以下のいずれかに該当する魚種のうち、十分な科学的知見のあるもの ①漁獲量が多い等国民生活上重要なもの ②資源状態が悪く緊急にTAC管理が必要なもの ③外国漁船により漁獲されているもの	さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに
第二種特定海洋生物資源 (TAE魚種)	科学的知見は十分ではないが、次のいずれにも該当するもの ①地域の重要な海洋生物資源であるもの ②資源状況が悪化していることから、早急に資源回復を図る必要がある、そのための計画が策定されるものであって、さらにTAE管理が必要なもの	あかがれい、いかなご、さめがれい、さむら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいか

*TAC (Total allowable catch : 漁獲可能量)
EEZ等の対象魚種の漁獲量の総量を制限
*TAE (Total allowable effort : 漁獲努力可能量)
EEZ等の対象魚種に対する漁獲努力量 (漁撈作業の量 : 操業する漁船の隻数×操業日数を制限)



図-2 国が策定している資源回復計画

(2) 費用の負担(法第20条及び法第20条の2 関係、後進地域特例法関係)

①費用負担の考え方

今般の国の漁場整備は、どの都道府県の区域に属するか明確でない排他的経済水域において施行することとしているが、当該漁場整備により水産資源が増加し、当該海域で漁獲された水産物は必ず陸揚げされ、陸揚げされた水産物は加工・流通を通じて地域に一定の受益(例:産地市場での取引量の増加、関係物資の調達・設備投資の増加等を通じた経済活動の活性化等)を及ぼすことは明らかである。また、受益がもたらされる地域的な範囲としては、一般に特定の市町村よりも広がりがあると考えられ、地域に及ぼす受益の程度は、整備の対象魚種の陸揚量に関連すると考えられる。

このため、今般の国の漁場整備事業については、基本的に、整備する海域で漁獲される

対象魚種が陸揚げされる陸揚港がある都道府県に対して、費用負担を求めることが適当であるという考えの下、当該事業により著しく利益を受ける都道府県に費用の負担をさせることができる旨を規定している。

また、今般の国が行う漁場整備事業は、広域的な範囲で行われることを想定しており、一般的に、複数の都道府県をまたがって陸揚げされることが想定される。このため、このような場合、基本的に、これらの複数の都道府県に対して、陸揚量等の各都道府県の受益に応じた費用負担を求めることが適当であると考えられる。

具体的な都道府県の費用の負担割合については、漁港漁場整備法施行令(昭和25年政令第239号)において、100分の25と規定されており、一般的に、上述のように整備した海域における対象魚種が複数の都道府県に陸揚げされる場合には、都道府県の費用の負担割合

である100分の25を複数の都道府県で分担して負担することとなる。

なお、都道府県の負担する費用のうち、その事業が当該都道府県の区域内の市町村に著しく利益を与えるものについては、当該市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることができる旨も規定している。また、市町村が負担する金額は、当該市町村の同意を得るとともに、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない旨をあわせて規定しているところである。

②後進地域特例法に基づく特例措置

今般の国が施行する漁場整備事業の創設に伴い、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号、以下「後進地域特例法」という。）についても一部改正を行い、財政力が弱い県における国の負担割合の嵩上げ特例として、国が施行する漁場整備事業を対象とすることとしている。

また、国が施行する漁場整備事業に係る具体的な国の負担の引上率については、適用団体（財政力指数が0.46に満たない都道府県）を対象に、後進地域特例法第3条第1項に規定された算定式に基づき算定（適用団体の負担は最小で10%まで）されることとなっている。

(3) 国の直轄漁場整備事業に係る主な手続き（法第4条、法第19条及び法第20条関係）

①地方公共団体等との関係

今般の国の行う漁場整備は、3つの段階

- (ア) 政令において、対象海域、対象水産動植物等の指定
- (イ) 事業計画の策定
- (ウ) 事業の実施

において、可能な限り透明性や客観性を確保するとともに国と地方との十分な協議や調整を図った上で実施されるよう、地方公共団体と関係する手続きが規定されている。

特に、事業の実施における費用の負担に係る規定については、他の直轄公共事業とは異なり、これまで漁港漁場整備法に基づく漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業と同様に、都道府県の意思を最大限尊重するべく、都道

府県の同意の上で費用負担を求めるといった手続き規定を取り入れている。

さらに、今般の国が施行する漁場整備については、関係する都道府県において、事前により一層慎重な議論を行うことが適当であるという趣旨から、費用の負担について都道府県が同意する際には、都道府県議会の議決を必要とする旨を規定しているところである。

事業の実施までの主な手続き（地方公共団体等との関係）	
政令(対象魚種、対象区域等)の規定(第4条関係)	○政令を定めるに当たっては、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴取
全体事業計画(特定漁港漁場整備事業計画の策定)(第19条関係)	国が、全体事業計画(特定漁港漁場整備事業計画)を策定する際、あらかじめ、 ○関係広域漁業調整委員会の意見を聴取 ○関係地方公共団体と協議 ○公告・縦覧
事業の実施(第20条関係)	○関係する都道府県の同意を得た上で、当該都道府県に費用の負担を求められることができる。 ○同意に当たっては、県議会の議決が必要。

最近の国の直轄公共事業の創設については、道路事業に係る新直轄（H15）、海岸事業に係る直轄海岸管理（H11）、都市公園事業（S51）であり、非常に数が少ない。さらに、より慎重な議論を行うために、計画策定における地方公共団体等との協議、負担に係る県知事の同意や県議会の議決等の規定を規定した直轄事業は、これまでに例がなく、新たな直轄公共事業の形の一つといえるものであると考えている。

②広域漁業調整委員会への意見聴取

国が行う漁場整備に係る特定漁港漁場整備事業計画の策定にあたっては、広域漁業調整委員会の意見聴取についても行うこととしている。

国が漁場整備を行う排他的経済水域で操業する漁業は主として大臣許可漁業であるが、それ以外の知事許可漁業の利用の可能性もあり、複数県の大規模漁業者間の包括的な調整をはじめ、大臣許可漁業者と知事許可漁業者との調整が必要となる。また、今般の大規模な沖合漁場の整備はこれまでほとんど行われてきていないことに加え、整備の影響が広

域にわたるものとなる。これらのことから、事業を円滑に推進していくためには、事前に漁業関係者等の意見を十分に把握した上で、計画を策定することが必要である。

このため、国が漁場整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を策定するに当たっては、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等を図るため、国に設置された常設の機関である広域漁業調整委員会からの意見聴取の手続きを規定している。

(4) 新しい水産基本計画等との関係

①新しい水産基本計画との関係

水産基本計画は、水産基本法第11条に基づく計画である。当該計画については、今後10年程度を見通して定めるもので、水産をめぐる情勢の変化等踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所用の変更を行うとされており、今般、平成19年3月20日閣議決定された。

当該計画は、国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり、資源状況の悪化等を背景として、水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、我が国の排他的経済水域等の資源生産力の向上、資源の回復・管理等の必要性について言及している。

具体的には、当計画において、「我が国周辺水域の資源生産力^{注)}の向上」として、「水産資源が広域的に分布・回遊し、我が国の主権的権利の下で戦略的利用を図る必要性の高い沖合域の資源生産力の向上を図るため、国が主体となった漁場整備事業を行うための制度改正に取り組む。」旨が明記されており、今般の法改正は、このような水産基本計画の施策に沿った内容となっている。

注) 資源生産力:ある場所における単位時間あたりの資源の生産量。

②漁港漁場整備長期計画との関係

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第6条の3に基づく5カ年間の計画であり、今般、第2次漁港漁場整備長期計画として見直され、平成19年6月8日閣議決定された。

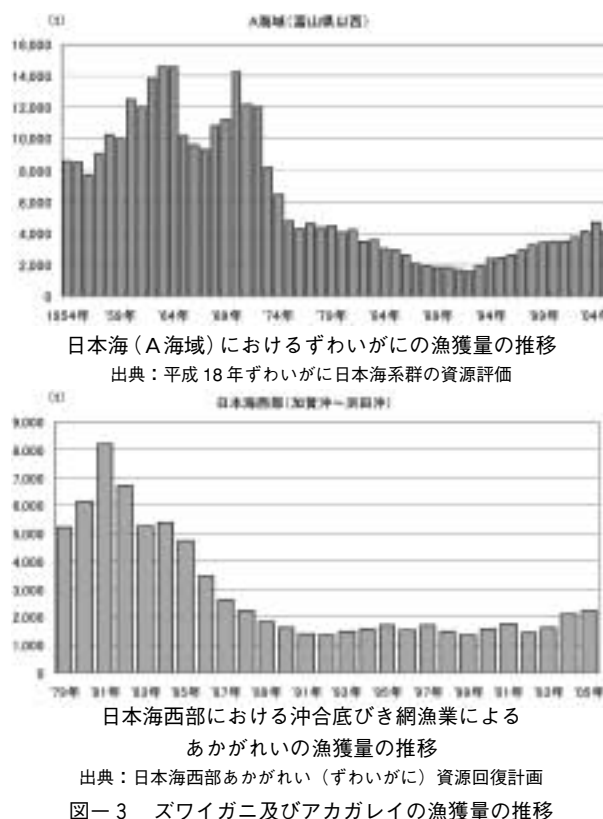
当計画においては、水産資源の保護・回復に向けた取り組みの推進を図ることが必要であるという認識の下、「我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上」として、「資源

量が低位にある魚種を中心に、つくり育てる漁業や資源管理との連携を図りつつ、排他的経済水域を含め我が国周辺水域における漁場整備に努めることにより、水産生物の成長段階に応じた生育環境づくりを図る。」旨が明記されており、今般の国の行う漁場整備に係る法改正を反映した内容となっている。

3. 今後想定している事業

水産庁では、法に基づく所要の手続きを経た後、平成19年度を開始年度として、日本海西部海域において、ズワイガニ・アカガレイの産卵・成育場を確保するための保護育成礁を設置する事業を想定している。

ズワイガニ及びアカガレイは、それぞれTAC法におけるTAC魚種及びTAE魚種であり、水産庁が作成した広域資源回復計画(日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画、平成14年9月公表)に位置づけられている。これら日本海西部におけるアカガレイ・ズワイガニは、水深およそ180mから500mにかけて分布し、主に沖合底引き網漁業、ずわいがに漁業等で漁獲されている。日本海西部における沖合底引き網漁業のアカガレイの漁獲量は1981年には8000トンを超す漁獲があったが、1990年代以降は1000トン台で推移している等、早急に資源の



回復を図る必要性から、資源回復計画が策定されたものである。

事業の具体的な内容については、政令における施行されるべき海域等の規定、特定漁港漁場整備事業計画の策定において詳細に検討していくこととなるが、これまで沿岸域で実施されている地方公共団体による保護育成礁の事業に係る効果について、資源量の増大や漁獲量の増加などの高い効果があることが確認されている。

今般の国が施行する保護育成礁については、ズワイガニ及びアカガレイの生息・繁殖帯等を考慮し、このような効果の確認がなされたものとほぼ同様の水深帯において設置することを想定しており、技術的にも特に問題はないことから、現時点においては、今般の国が行う漁場整備についても同程度の高い効果が期待されるものと考えられるところである。

4. 今後の課題や期待

今般の国が行う漁場整備事業は、これまで地方公共団体等がほとんど行っていない我が国の排他的経済水域において行うものであり、今後、水産国家、海洋国家として、我が国漁業生産量の増大や自給率の向上を図るため、当該海域を最大限活用した水産資源の回復・増大が期待されるものである。今後は、資源管理との一体的な運用方法の確立や漁場整備の技術的知見の集積等を行っていくことが必要である。

なお、暫定水域や中間水域については、日韓、日中の漁船が相互に操業できる海域とされているが、保護管理措置が確保されていないこと、また、現状の操業状況を踏まえると、我が国が漁場整備を行ったとしても、必ずしも日本側に十分な利益が得られる状況ではないことから、現時点では、これらの海域で国が漁場整備を行うことは想定していない。

①ソフト的な資源管理施策との一体的な運用

国が行う漁場整備事業については、TAC法に基づくTAC魚種及びTAE魚種の対象のうち、保護及び増養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であって、保護のための措置が講じられているものを対象とすることを要件の一つとしているが、このような資源管理と一体的な漁場整備を実施するに当たり、実際に整備する漁場について、

禁漁区や禁漁期間の設定等ソフト的な資源管理施策との一体的な運用手法を検討し、確立していくことが必要であろう。

②技術的知見の集積の必要性

沖合海域での漁場整備については、保護育成礁の設置をはじめ、海の低層の栄養豊富な水を表層付近まで送る湧昇マウンド、高さ20m以上に及ぶ高層魚礁等に係る技術的知見が蓄積されつつあるが、これらは高度な技術を要するものである。このため、今後、生物学的知見、施設の増殖効果等の検証、周辺環境に与える影響等を含めて、漁場整備のためのさらなる知見の集積が必要である。特に、今般の排他的経済水域での漁場整備はこれまでに例のない水深帯での実施が想定されることから、当該海域における漁場整備の効果や経済性等を事前に十分に検討するとともに、整備後の事業の評価を十分に行うことが必要であると考えられる。さらには、今後、得られた知見を他の工区や他の事業に適宜反映させる取組等も必要となるであろう。

Ⅲ. 特区の全国展開

1. これまでの漁港特区

(1) 漁港特区の概要

漁港特区については、食の安全に対する国民の関心の高まりなど、高度化し、かつ多様化する水産物への国民需要を踏まえ、民間事業者の資金、経営ノウハウ等の能力を活用した高度な衛生管理、高い水準での鮮度保持等漁港施設の機能の高度化を図るため、構造改革特別区域内の漁港において、民間事業者に対して、原則貸付けが禁止されている行政財産である漁港施設を貸付け、事業者自らの裁量による施設運営を可能とするものである。この漁港特区制度は、特区法第21条において、漁港漁場整備法等の特例として規定され、平成16年10月から施行されたものである。

当該漁港特区の最も大きなメリットとしては、行政財産である漁港施設については、これまで短期間の使用許可や占有許可しか認められていなかったが、これらを民間事業者に貸し付けることにより、長期間

の安定した賃貸借契約のもとで民間事業者の展開が可能となる点である。これにより、民間事業者は長期的な展望のもとで、施設整備の投資が行いやすくなるなど、民

間資金や経営ノウハウ等の能力を活用した施設運営が促進されることが期待されるものである。

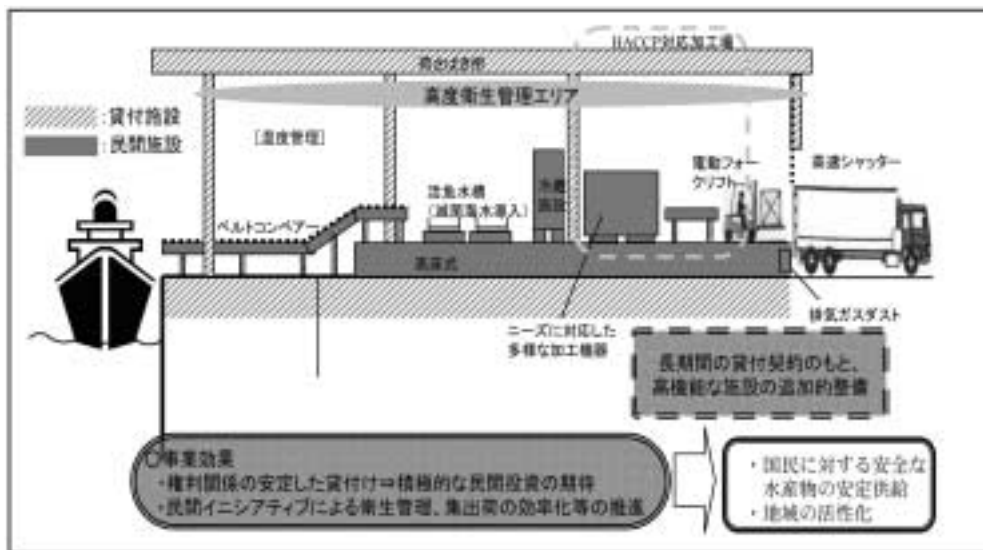


図-4 漁港施設の貸付けを行う場合のイメージ

(2) 漁港特区の事例(山口県下関地区)

漁港特区を活用した事例としては、山口県下関市下関漁港における「下関地区水産業活性化特区」がある。下関市は、本州の最西端に位置し、水産都市、海上物流の拠点として栄えてきた。特に、下関漁港は特定第3種漁港であり、古くから捕鯨、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等をはじめ全国有数の水揚港として水産業をはじめ地域の多くの関連産業を支えてきたが、近年、遠洋・沖合漁業をはじめ水産業を取り巻く状況は厳しい状況にある。

このような状況の中、水産業の発展や地域の活性化を図るべく、下関市内にある3つの水産物市場について、それぞれの特性を生かしつつ、再編・機能強化を図ることが決定された。

このような動きにあわせて、中でも最も大きく拠点市場としての役割を果たす漁港市場において、特定漁港施設となる荷さばき所を民間事業者に貸付け、民間事業者自らが関連施設を整備し、効率的な運営を推進する特区計画について、漁港管理者及び荷さばき施設の所有者である山口県と地元

の下関市により共同で申請され、認可を受けた。

具体的には、流通機能の高度化、水産物の品質向上等を目指し、荷さばき所の一部を民間事業者に長期間(10年間)貸付け、民間事業者自らが活魚水槽等を整備するというものである。

荷さばき所の貸付けからまだ2年余りであるが、民間事業者による活魚水槽の設置等によって、水産物の付加価値を高める工夫や衛生管理の強化が図られた。これにより、燃油高騰や大型クラゲ等の影響による「沖合底びき網漁業」や「沿岸漁業」の取扱量の減少する中であって、他の地域から下関漁港へ搬入される水産物の量が増加している。

なお、計画当初においては、民間資金の活用による活魚水槽の設置、これまでの卸1社体制から新規参入による卸2社体制となること等から、漁港市場の全体取扱量の増大も期待されていたが、燃油高騰や大型クラゲ等の影響による「沖合底びき網漁業」や「沿岸漁業」の取扱量の減少等により、現時点では全体取扱量の増加は見られておらず、今後が期待される場所である。



図一五 漁港特区の事例（山口県下関市）

2. 漁港特区の全国展開

(1) 全国展開に至った経過

既に実施されている特区について、特区法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくものとする。特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。」と規定されている。

このような基本的な考え方にに基づき、山口県下関漁港の事例をもとに漁港特区について、評価が行われた結果、特段の弊害はなく問題は生じていないと判断され、地域に限定することなく全国に展開することが妥当である旨が決定されたものである。

これを踏まえ、今般、漁港特区の全国展開を図るため、漁港漁場整備法の改正に至ったものである。

(2) これまでの漁港特区との比較（法第37条の2関係）

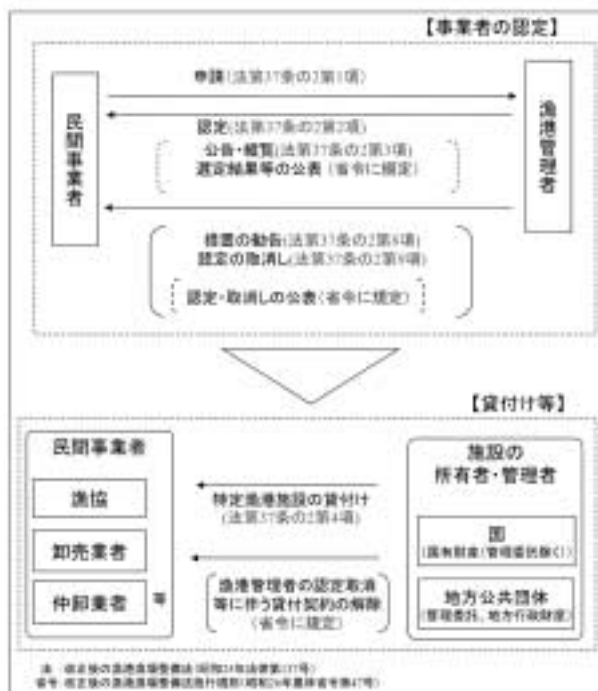
これまでの特区法に基づく漁港特区においては、

- ①漁港管理者による事業者の認定
- ②構造改革特別区域計画について地方公共団体からの申請、内閣総理大臣による当該計画の認定、等の手続きを経て、国又は地方公共団体は

事業者特定の漁港施設を貸し付けることができる」とされていた。

今般の漁港漁場整備法の改正における漁港特区の全国展開に当たっては、これまで必要であった手続きのうち、②の特区計画の申請及び内閣総理大臣の認定が不要になるなど手続きが大幅に簡素化されることとなっている。

漁港特区の全国展開後の特定漁港施設の貸付けフロー



図一六 漁港特区の全国展開後の特定漁港施設の貸付けフロー

なお、漁港特区の全国展開に当たっては、特区の基本方針において「現行の規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開

を行うこと。」と決定されている。このため、漁港施設の貸付けに係る要件等については、これまでの漁港特区において規定されていた要件等と同様の内容を省令等で規定している。

表-3 漁港施設のうち貸付けが可能な特定漁港施設

1. 係留施設
2. 輸送施設
3. 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設
4. 1～3に掲げる施設の機能を確保するための護岸
5. 1～4に掲げる施設の敷地

表-4 漁港施設の貸付けに係る規制緩和措置の内容

- 国有財産法(第18条1項)
行政財産の貸付けの容認
- 地方自治法(第238条の4第1項)
行政財産の貸付けの容認
- 漁港漁場整備法(第37条第1項)
漁港施設の貸付けに係る漁港管理者の許可の免除
- 借地借家法(第3条及び第4条)
借地権の存続期間の最長限度(30年)の撤廃
- 民法(第604条)
賃貸借の存続期間の最長限度(20年)の撤廃

表-5 特定漁港施設の貸付けに係る主な要件等

- 取り扱う水産物の数量が年間千トン以上の漁港であること
- 事業者は、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。また、特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。
- 特定漁港施設の運営の事業が、当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善又は水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化に特に資すること。また、当該漁港の漁港管理規程に適合すること、等。

3. 今後の課題や期待

昨今、漁港については、既存ストックの有効利用を図り、漁港機能の維持・向上を効率的に行うことが求められており、今般の法改正による特区の全国展開はこれに対する有効な手段の一つであると考えられる。

これまでの漁港特区制度に基づく漁港施設の貸付けについては山口県下関地区の1事例しかないが、漁港特区の全国展開のための法改正によって、これまで漁港特区制度に基づき行っていた手続きが大幅に簡素化される。このため、今後、行政財産である漁港施設の貸付けによる漁港機能の高度化の動きが全国に広がっていくものと考えられる。

これによって、積極的な民間投資や民間の創意工夫による衛生管理・集出荷の効率化等の推

進が図られ、国民に対する安全な水産物の安定供給・地域の活性化がより一層図られることが期待されるものと考えている。

IV. 国が行う漁港整備事業の明確化

国の直轄公共事業については、第2次地方分権計画(平成11年3月26日閣議決定)において「全国的見地から必要とされる広域的事業等に限定し、それ以外は地方公共団体にゆだねる」旨が、また、地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)第5条において「国は、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とする」旨が規定されている。これらを踏まえ、漁港漁場整備についても国の役割を限定、明確化することが必要となってきた。

漁港整備については、これまで第1種漁港から第4種漁港まで、法制度上、国が実施可能となっていた。しかし、

- ① 利用範囲の狭い第1種漁港及び第2種漁港については、地方公共団体等の方が、地域のニーズに即応した適切な整備を実施することが可能であると考えられること
- ② これまでも、第1種漁港及び第2種漁港の整備は基本的に地方公共団体によって行われており、国の整備実績は存在しないこと

等を踏まえ、今般の国の漁場整備事業の創設にあわせて、国は利用範囲が全国的な第3種漁港及び離島等にあつて漁船の避難等に必要第4種漁港の整備を行うことを法律上明確化することとしたものである。

V. おわりに

今般の法改正は、去る平成19年5月30日に公布・施行(漁港特区の全国展開関係の施行は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日)されました。これも、ひとえに関係者の方々をはじめ皆様方の多大なるご支援、ご協力を頂いたおかげであり、大変感謝しております。

国の直轄漁場整備事業の創設については、水産資源の回復・増大を図るため、我が国の排他的経済水域を活用するものであり、特に注目されるべき施策の一つであると考えています。今後、具体的な事業の実施に当たっては、漁業関係者の方々や地方公共団体等と十分な協議を行った上で事業計画を策定し、円滑な事業の推

進に努めていきたいと考えております。

また、特区の全国展開は、今後、全国の漁港における流通機能の高度化や地域の活性化に資するものと考えています。

今後とも、水産業・漁村に係る施策に、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要について

I 趣旨

水産資源の増大等を図るため、適切な地方負担の下に国が漁場整備事業を行うことができるよう措置するとともに、漁港施設の貸付けに係る構造改革特区特別措置の全国展開を図るための措置を講ずる。

II 改正の内容

1 漁港漁場整備法の一部改正

(1) 漁場関係

漁場整備については、現在、地方公共団体と水産業協同組合のみが実施主体となっているが、沖合海域の水産資源の悪化等の状況にかんがみ、排他的経済水域において国が実施主体となり、資源管理等の施策と連携して、保護等のための措置を緊急に講ずる必要のある魚種を対象に漁場整備を実施できるよう措置する（第4条、第19条、第20条及び第20条の2関係）。

(2) 構造改革特区の全国展開関係

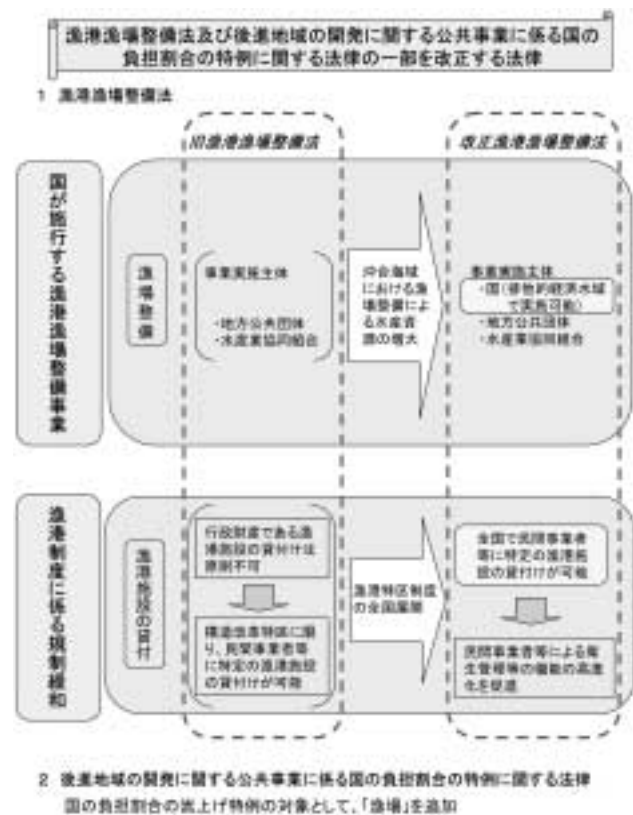
行政財産である漁港施設の民間事業者等への貸付けを行うことができるよう、現在、構造改革特別区域法に基づく特例として講じられている措置の全国展開を図る（第37条の2等関係）。

2 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正

財政力が弱い県における国の負担割合の嵩上げ特例の対象として「漁場」を追加する（第2条関係）。

III 施行期日

公布の日（5月30日）とする（構造改革特区の全国展開関係は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日）。



○漁港漁場整備法

(昭和二十五年法律第百三十七号)

(※ 以下、第四条、第十九条、第二十条、第二十条の二、第三十七条の二について、一部抜粋)

(漁港漁場整備事業の意義)

第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、次に掲げる事業で国、地方公共団体又は水産業協同組合が施行するものをいう。

一 漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業

二 優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業

2 漁港漁場整備事業で国が施行するものは、前項第一号に掲げる事業にあつては第三種漁港又は第四種漁港に係るものに限り、同項第二号に掲げる事業にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当する事業であつて政令で定めるものに限るものとする。

一 我が国の排他的経済水域において施行されるものであること。

二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する第一種特定海洋生物資源又は同条第七項に規定する第二種特定海洋生物資源のうち、これらの資源の数量その他の状況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であつて、保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。

三 その事業が施行されるべき海域において施行される場合に著しい効果があると認め

られるものであること。

3 前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(国が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十九条 国が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業計画(第四条第一項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

4～8 (略)

(費用の負担及び補助)

第二十条 国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。

2 国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができる。

3 前項の都道府県が同項の同意をしようとするときは、あらかじめ当該都道府県の議会の

議決を経なければならない。

4～7 （略）

（市町村の分担金）

第二十条の二 前条第二項の規定により都道府県の負担する費用のうち、その事業が当該都道府県の区域内の市町村に著しく利益を与えるものについては、当該事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の同意を得るとともに、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（行政財産である特定漁港施設の貸付け）

第三十七条の二 漁港（その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。）における特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。）を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。

2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 漁港管理者は、前項の認定をするに当たっては、農林水産省令で定めるところにより、当該認定の申請内容の公告、縦覧その他の次項の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）は、国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第十八条第一項又は地方自治法（昭和二十二年法律

第六十七号）第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。）である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

5 前項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて準用する。

7 漁港管理者は、第二項の認定を受けた者が第一項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第二項の認定を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

○漁港漁場整備法施行令

（昭和二十五年政令第二百三十九号）

（※ 以下、第三条について一部抜粋）

（費用の負担基準）

第三条 （略）

2 国が、特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第二項の規定により都道府県に負担させる負担金の基準は、当該事業に要する経費の百分の二十五とする。

3 前二項の負担金の徴収の方法及び時期は、農林水産大臣が財務大臣に協議して定める。

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律

（昭和三十六年法律第一百十二号）

（※ 以下、第二条について抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値(以下「財政力指数」という。)が、〇・四六に満たない都道府県をいう。

2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 急傾斜地崩壊防止施設
- 七 林道
- 八 道路
- 九 港湾
- 十 漁港及び漁場
- 十一 空港
- 十二 農地及び農業用施設

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令

(昭和三十六年政令第二百五十八号)

(※ 以下、第一条について一部抜粋)

(法第二条第二項に規定する政令で定める事業)

第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの

イ〜リ (略)

ヌ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条に規定する漁港施設に係る事業のうち、特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業(特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するものをいう。以下この号において同じ。)として行われるもの(指定漁港漁場整備事業については、当該事業に要する経費の総額が五千万円以上のものに限る。)及び同法第二条に規定する漁港(第一種漁港については、当該漁港の漁港施設の整備が特定漁港漁場整備事業又は特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する事業として行われるものに限る。)に係る事業のうち、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業(附帯事業を除く。)として行われるもの並びに同法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業のうち、特定漁港漁場整備事業として行われる直轄事業

ル・ヲ (略)

二 (略)

(筆者：水産庁漁港漁場整備部整備課課長補佐)